

資料

目 次

・ 所得の分類	1
・ 利子所得と配当所得の比較	3
・ 利子・配当課税の沿革	4
・ 投資信託及び投資法人制度	5
・ 投資信託（委託者指図型）	6
・ 投資法人	7
・ 証券投資信託の課税関係	10
・ 株式投資信託（公募型）の課税	11
・ 特定目的会社等に対する課税の概要	14
・ わが国税制の現状と課題（抄）	15
・ 公社債投資信託資産運用状況	16
・ 株式投資信託資産運用状況	17

○ 所得の分類

所得の分類	対 象	計 算 方 法
利 子 所 得	公社債や預貯金の利子、合同運用信託・公社債投資信託や公募公社債等運用投資信託の収益の分配	収入金額 = 所得金額
配 当 所 得	法人から受ける利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く）及び特定目的信託の収益の分配	収入金額 - { 株式などを取得するのための借入金の利子 }
不動産所得	不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付けによる所得	収入金額 - 必要経費
事 業 所 得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生ずる所得	収入金額 - 必要経費
給 与 所 得	俸給、給料、賃金、歳費、賞与など	収入金額 - 給与所得控除額
退 職 所 得	退職手当、一時恩給、その他退職により一時に受ける給与など	(収入金額 - 退職所得控除額) × ?
山 林 所 得	所有期間5年超の山林の伐採又は譲渡による所得	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 (50万円)
譲 渡 所 得	資産の譲渡（建物等の所有を目的とする地上権の設定等を含む。）による所得	{ 収入金額 } - { 売却した資産の取得費・譲渡費用 } - { 特別控除額 (50万円) }
一 時 所 得	営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時的所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を持たないもの	{ 収入金額 } - { 収入を得るために支出した費用 } - { 特別控除額 (50万円) }
雑 所 得	国民年金、厚生年金などの公的年金等 上記の所得のいずれにも当てはまらないもの	(公的年金等) 収入金額 - 公的年金等控除額 (公的年金等以外) 収入金額 - 必要経費

その所得の金額の計算上生じた損失の金額を、他の所得の金額から控除することができる所得は、不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得である。

「所得税法は、所得をその源泉ないし性質によって10種類に分類している。これは、所得はその性質や発生の態様によって担税力が異なるという前提に立って、公平負担の観点から、各種の所得について、それぞれの担税力の相違に応じた計算方法を定め、また、それぞれの態様に応じた課税方法を定めるためである。」（金子宏「租税法」より）

○ 利子所得と配当所得の比較

	利 子 所 得	配 当 所 得
定義	・ 利子所得とは、公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得をいう(所法23)。 〔 預貯金の利子以外のものは、法律的性質においては預貯金の利子と異なるが、公社債等への投資も貯蓄の一形態であり、またこれらの利子や収益の分配も定期的に定率で多数の者に同一条件で支払われる点で実質的に預貯金の利子と異ならないため、利子所得として分類されている。 〕	・ 配当所得とは、法人から受ける利益の配当、剰余金の分配、基金利息並びに投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及び特定目的信託の収益の分配に係る所得をいう(所法24)。 〔 これらは、いずれも法人の利益の処分の性質をもっており、同一の取扱をするのが妥当であるため、同一種類の所得とされている。 〕
所得金額	・ 利子所得の金額は、その年中の利子等の収入金額。経費の控除は認められていない。	・ 配当所得の金額は、その年中の配当等の収入金額。他から資金を借り受けて投資や出資を行うことが少ないため、株式その他配当所得を生ずべき元本を取得するために要した負債の利子の控除が認められている。
課税方法	・ 20%の源泉分離課税。 〔 このような(一律源泉分離課税)制度がとられているのは、利子所得の発生の大量性、ならびに元本たる金融商品の多様性および浮動性にかんがみると、簡素で中立的な制度が好ましい、という理由による。 〕	・ 総合課税。 ・ 1銘柄年50万円未満等は、35%源泉分離選択可。 (個人住民税総合課税) ・ 1銘柄年10万円以下等は、申告不要。 (個人住民税非課税) ・ 配当控除制度あり。

(注)「租税法」(金子宏)より作成

○ 利子・配当課税の沿革 (所得税)

年次	利 子 所 得	配 当 所 得	備 考
昭和22	・総合課税 (源泉徴収あり) — 源泉分離選択可	・総合課税 (源泉徴収あり)	26 証券投資信託制度の創設 (収益分配→配当所得)
23		・配当控除創設	
25	— 源泉分離選択廃止	— 源泉徴収廃止	
26	— 源泉分離選択可		
27		— 源泉徴収復活	
28	・源泉分離課税		
30	・非課税		
32	・長期→非課税 短期→源泉分離課税		36 公社債投資信託の創設 (収益分配→利子所得) 39 公社債投資信託以外の 証券投資信託の課税方式変更 (配当課税→利子並課税)
34	・源泉分離課税		
36			
39			
40		— 1銘柄年50万円未満等→源泉分離選択可 1銘柄年 5万円以下等→申告不要	
46	・総合課税 — 源泉分離選択可		
49		— 1銘柄年50万円未満等→源泉分離選択可 1銘柄年10万円以下等→申告不要	
63～	・源泉分離課税		63 金融類似商品の課税見直し (差益等→利子並課税)

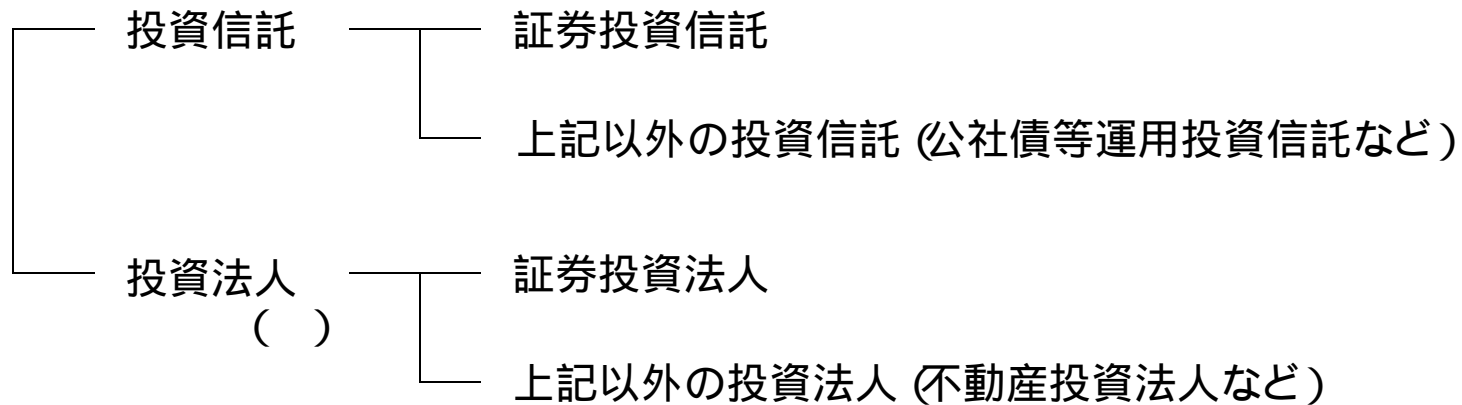
(注) 個人住民税における取扱い

利子所得：昭和63年4月以降は源泉分離課税 (それ以前は、所得税において総合課税を選択したものについて総合課税)

配当所得：源泉徴収は行わず総合課税 (所得税において申告不要となるものについて非課税)

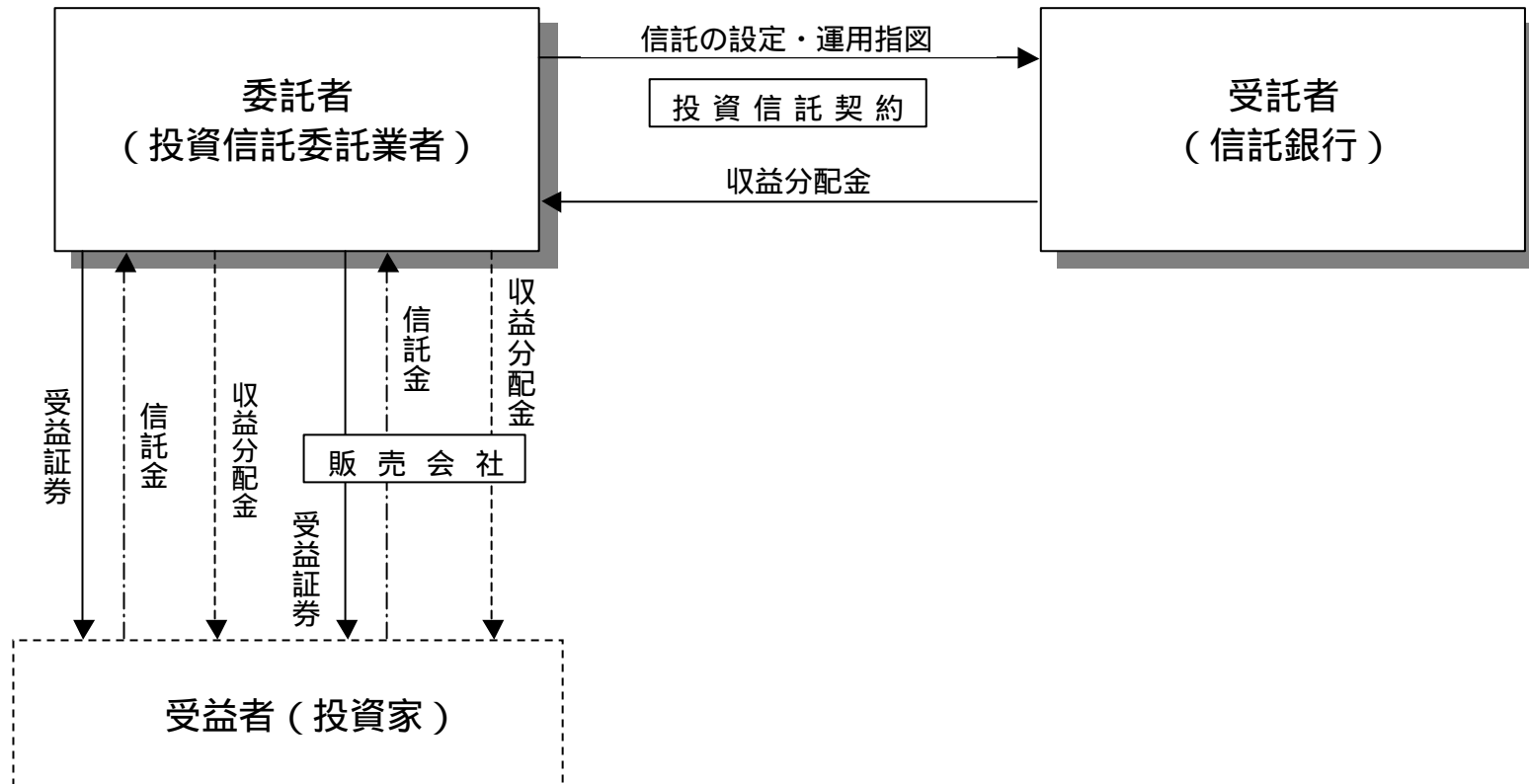
○ 投資信託及び投資法人制度

- 昭和26年 6月 証券投資信託の創設（証券投資信託法）
- 平成10年12月 証券投資法人制度の創設（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律）
- 平成12年11月 投資信託及び投資法人制度の創設（投資信託及び投資法人に関する法律）

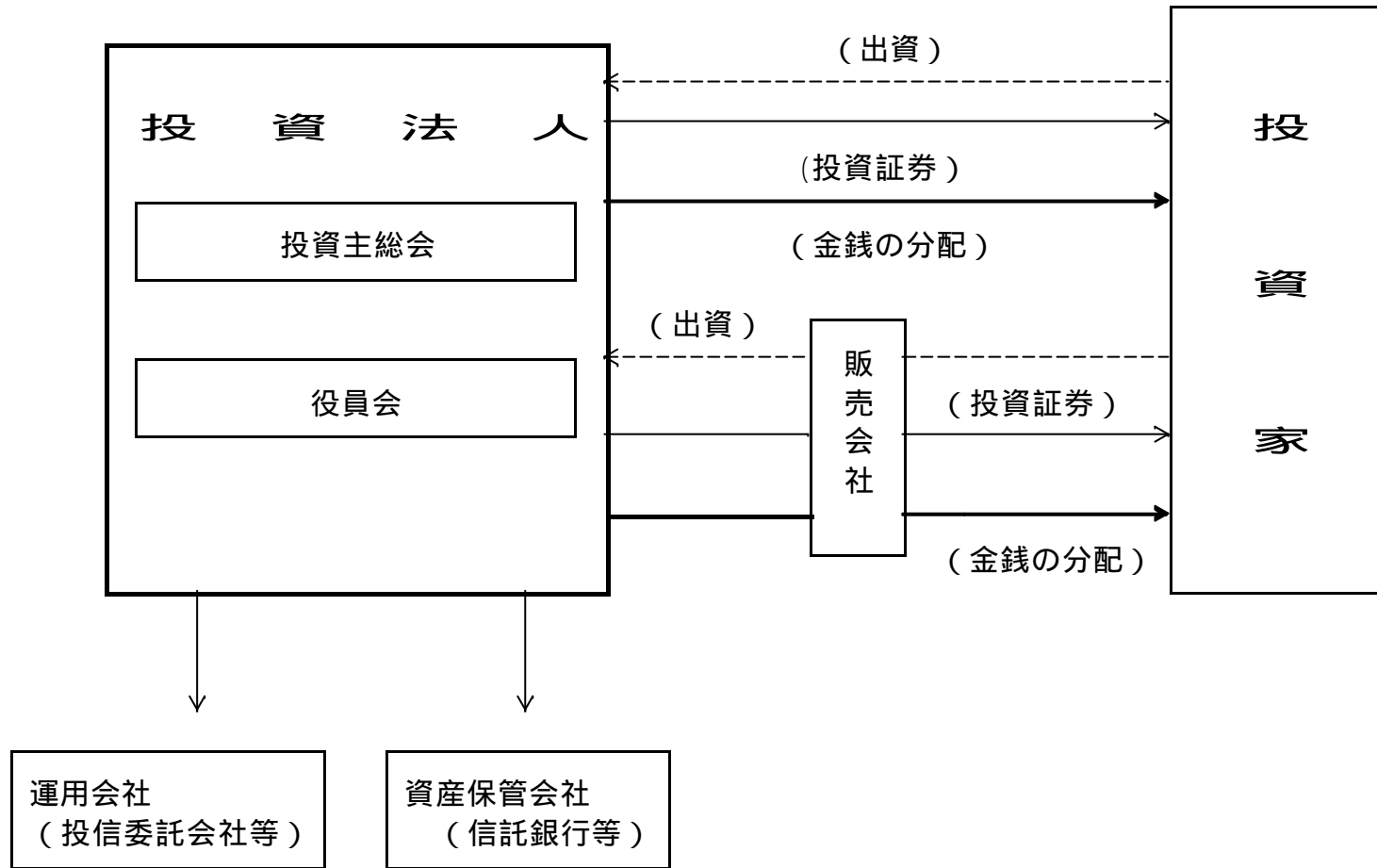


() 投資法人とは、資産を主として特定資産 (有価証券、不動産その他の資産で投資を容易にすることが必要であるもの) に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団をいう (投資信託及び投資法人に関する法律 2条19項)

投資信託（委託者指図型）



投 資 法 人



証券投資信託

(所得税法 2条 1項 13号)

投資信託及び投資法人に関する法律に規定する証券投資信託及びこれに類する外国投資信託をいう

< 証券投資信託 > (投資信託法 2条 4項、投資信託令 5条)

証券投資信託とは、委託者指図型投資信託のうち主として有価証券に対する投資として運用することを目的とするものであって、投資信託財産の総額の2分の1を超える額を有価証券に対する投資として運用することを目的とするもの

()有価証券に対する投資として運用すること」には、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引など一定の取引が含まれる。

公社債投資信託

(所得税法 2条 1項 15号)

証券投資信託のうち、その信託財産を公社債に対する投資として運用することを目的とするもので、株式又は出資に対する投資として運用しないもの

株式投資信託

公社債投資信託以外の証券投資信託

()信託財産に株式を組み入れていないものもあり得る。

(参考)

公募型：新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、多数の者(50人以上の者)を相手方として行う場合

私募型：新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘が公募に該当しないもの

特定株式投資信託

(租税特別措置法 3条の 2)

信託財産を株式のみに対する投資として運用することを目的とする証券投資信託のうち、その受益証券が証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されていることなど一定の要件に該当するもの。

(一定の要件)

その証券投資信託の投資信託約款に次の定めがあること

信託契約期間を定めないこと

・当該証券投資信託の受益証券が証券取引所に上場することとされていること

・受益者は、その有する受益証券について、その信託契約期間中に当該信託契約の一部解約を請求することができないこと

・信託財産は特定の株価指数に採用されている銘柄の株価に投資を行い、その信託財産の受益証券一口当たりの純資産額変動率を当該特定の株価指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行うこと

・収益の分配は、信託の計算期間ごとに、信託財産について生ずる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額についてすることとされていること 等

その証券投資信託の特定の株価指数が次に掲げる株価指数であり、その証券投資信託の受益証券にその株価指数に連動する上場投資信託の受益証券である旨の表示があること

- ・東証株価指数
- ・日経株価指数 300
- ・日経平均株価
- ・S& P / TOPIX150

平成 7年創設、平成13年拡大。

証券投資信託の課税関係

			収 益 分 配 金		譲 渡 損 益	
			所得分類	課 税 方 式		
公 社 債			利子所得	源泉分離課税		○ 譲渡益は非課税 ○ 譲渡損はないものとみなす
証 券 投 資 信 託	公社債投資信託					
	株式投資信託	公募	配当所得	配当控除 適用なし		
		私募 〔平成10年創設〕		配当控除 原則1/2適用		
		特定株式投資信託 〔平成7年創設〕		配当控除 全額適用		
株 式		総合課税		配当控除	譲渡益課税	

株式投資信託（公募型）の課税

○ 株式投資信託の収益分配金は配当所得に分類されており、本来、総合課税の対象となるものであるが、公募型については

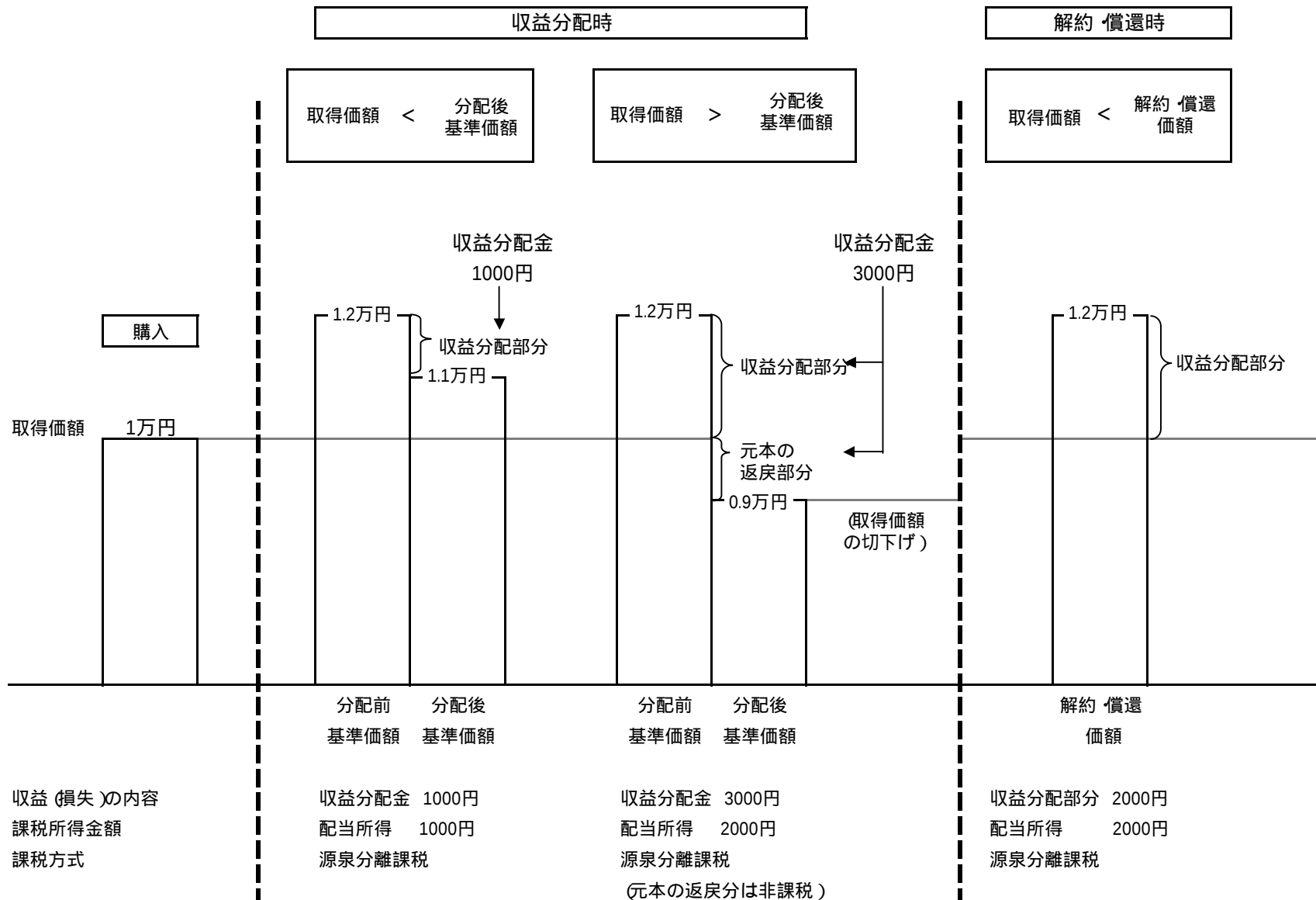
- ・ 「預貯金類似の貯蓄性」を有するものとされたこと
- ・ 「利子並課税」の採用について、強い要望があったこと 等

から、昭和39年以降、源泉分離課税方式など「利子並」課税が採用されてきている。

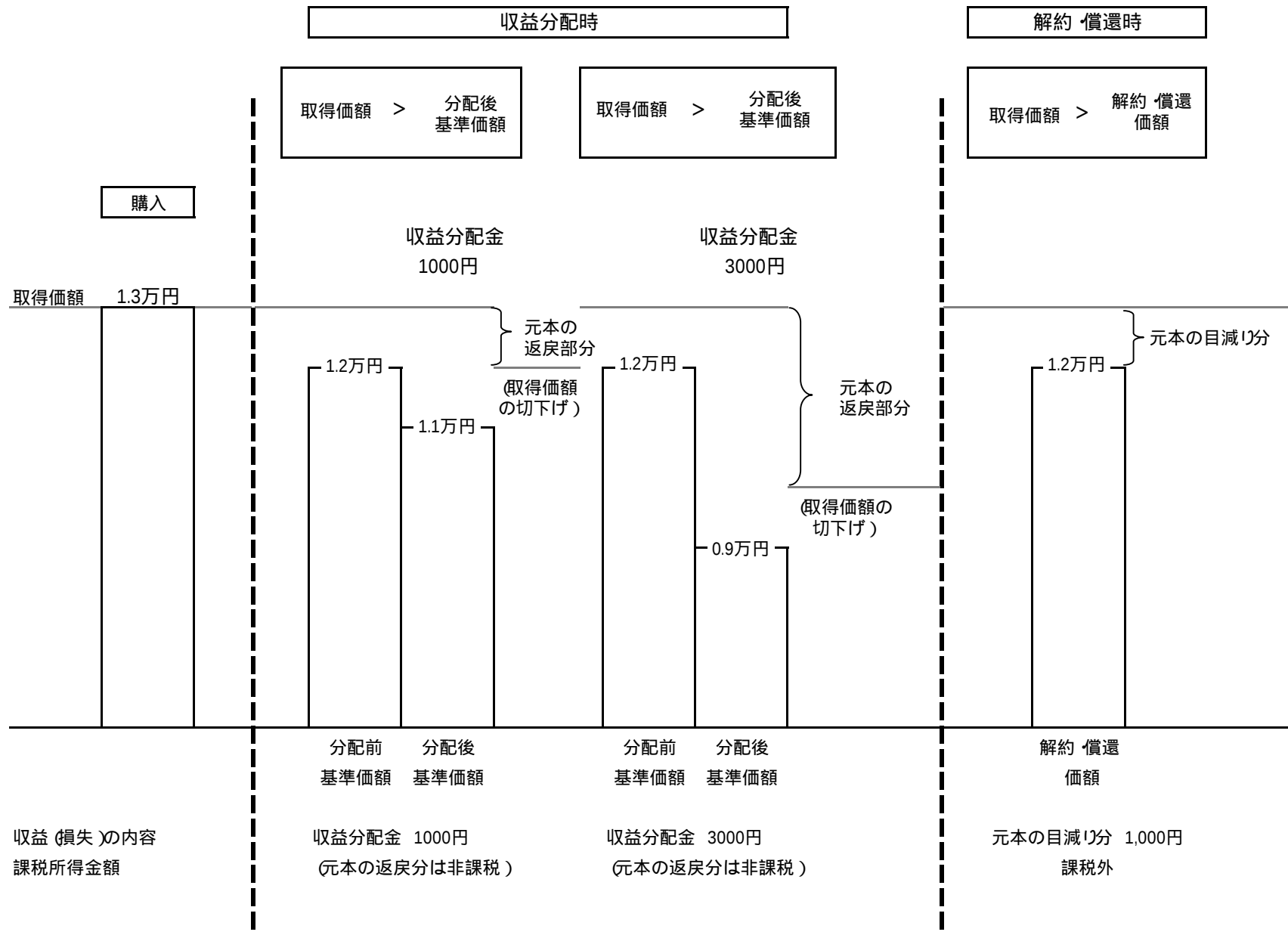
○ 「利子並課税」が適用される「預貯金類似の貯蓄性」を捉えて、株式投資信託（公募型）は、銀行預金を対象とするマル優（少額貯蓄非課税制度）等の適用対象となった。

（→ 現在、「老人マル優制度等」として継続中）

(参考) ケース 1 (取得価額 < 分配前基準価額の場合)



(参考) ケース 2 (取得価額 > 分配前基準価額の場合)



特定目的会社等に対する課税の概要

		法 人 税		
資産流動化型	特定目的会社 (SPC)	課 税		90%超配当等一定の要件 () を満たすものは支払配当損金算入
	特定目的信託 (SPT)			
資産運用型	投 資 法 人	私募投資信託等は課税 公募かつ国内募集の投資信託は非課税		
	投資信託 (証券投資信託を除く)			
	証券投資信託	非 課 税		

() 「一定の要件」とは、配当額が配当可能所得の90%を超えていること、その発行をした資産対応証券に係る募集が主として国内において行われるものであること、同族会社等に該当していないこと等。

わが国税制の現状と課題 - 21 世紀に向けた国民の参加と選択 - (抄)

〔 平成12年7月
税制調査会 〕

二 法人課税

1 . 法人税

(8) その他の課題

多様な事業体に対する課税のあり方

金融システムの改革が進められる中で、資産の流動化や金融商品の多様化を図る観点から、特定目的会社（ＳＰＣ）や投資法人（旧証券投資法人）といった法人が創出されました。

これらの法人に対しては、他の法人と同様に法人税が課されることとなります。しかし、その機能は、投資家と投資先を結び付ける言わば「導管」にすぎないものであることから、その事業年度に係る利益の配当の支払額が配当可能利益の90%を超えることなど、導管としての実態が確保される場合には、支払配当を損金算入することとして、その部分については実質的に法人課税を行わないこととしています。

また、平成12年度においていわゆるＳＰＣ法などの改正により創設された特定目的信託及び投資信託は、ＳＰＣが行う資産の流動化や投資法人が行う資産の運用を新たに信託スキームにも認めるものです。信託については、これまで法人税の課税対象ではありませんでしたが、これらの信託は、ＳＰＣ及び投資法人と同様の経済的意義を有するものであることから、原則として法人税の課税対象とすることとし、ＳＰＣ及び投資法人と同様に導管としての実態が確保される場合には、分配した利益を損金算入することとされました。

このように、金融商品の組成に関する横断的な集団投資スキームの法制度の整備が行われる中で、それぞれの事業体の実質的な事業内容などを踏まえた税制上の措置が講じられてきていますが、これらの取扱い、民法、商法、その他の私法において規定される「法人」を、法人税の課税対象とするというこれまでの取扱いとは異なるものとなっています。

公社債投資信託資産運用状況

(単位 :百万円)

区分 年(月)末	純資産総額		公社債(時価)		余資・その他 有価証券()	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
		%		%		%
平8(1996)	21,669,152	100.0	16,565,458	76.4	5,217,662	24.1
9(1997)	19,099,844	100.0	15,148,536	79.3	3,892,753	20.4
10(1998)	16,963,233	100.0	12,516,221	73.8	4,348,739	25.6
11(1999)	18,866,409	100.0	12,813,825	67.9	6,436,237	34.1
12(2000)	23,817,597	100.0	15,782,416	66.3	7,950,317	33.4
13(2001) 1	24,572,851	100.0	16,313,924	66.4	8,529,137	34.7
2	24,673,917	100.0	16,585,882	67.2	8,251,461	33.4
3	24,380,250	100.0	16,682,012	68.4	7,984,528	32.7
4	25,251,501	100.0	19,426,031	76.9	6,034,759	23.9
5	25,895,120	100.0	20,726,910	80.0	5,420,020	20.9
6	26,051,413	100.0	19,830,767	76.1	6,857,165	26.3
7	26,119,083	100.0	18,782,647	71.9	6,360,297	24.4
8	25,903,584	100.0	18,086,163	69.8	7,322,339	28.3

() 余資・その他有価証券」の内訳は、預金、金銭信託、コール・ローン、割引手形、CD、CP等。

(備考)投資信託協会「投資信託(13年10月)」により作成。

株式投資信託資産運用状況

(単位 :百万円)

区分 年(月)末	純資産総額		株式(時価)		公社債(時価)		余資・その他 有価証券()	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
		%		%		%		%
平8(1996)	12,779,793	100.0	8,392,766	65.7	1,349,192	10.6	2,968,815	23.2
9(1997)	9,986,574	100.0	5,356,798	53.6	2,007,624	20.1	2,533,961	25.4
10(1998)	11,496,091	100.0	5,094,377	44.3	4,088,957	35.6	2,259,009	19.7
11(1999)	15,696,388	100.0	10,408,890	66.3	2,906,392	18.5	2,510,727	16.0
12(2000)	14,610,532	100.0	10,030,860	68.7	2,681,185	18.4	1,948,917	13.3
13(2001) 1	14,871,471	100.0	10,224,860	68.8	2,793,169	18.8	1,831,954	12.3
2	14,114,000	100.0	9,450,520	67.0	2,835,952	20.1	1,834,486	13.0
3	14,452,110	100.0	9,704,956	67.2	2,924,644	20.2	1,823,333	12.6
4	15,343,599	100.0	10,516,936	68.5	2,967,600	19.3	1,805,317	11.8
5	15,158,878	100.0	10,304,056	68.0	2,960,098	19.5	1,779,227	11.7
6	15,285,864	100.0	10,284,089	67.3	3,146,140	20.6	1,749,422	11.4
7	14,985,335	100.0	9,842,683	65.7	3,316,693	22.1	1,694,663	11.3
8	14,134,576	100.0	9,087,796	64.3	3,268,912	23.1	1,642,889	11.6

() 余資・その他有価証券」の内訳は、預金、金銭信託、コール・ローン、割引手形、CD、CP等。

(備考) 投資信託協会「投資信託(13年10月)」により作成。